

第 2 5 号議案

中野区立妙正寺川公園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和 4 年 3 月 2 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

使用料の額を改定する必要がある。

中野区立妙正寺川公園条例の一部を改正する条例

中野区立妙正寺川公園条例（昭和62年中野区条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表電柱の項中「1, 583円」を「1, 856円」に改め、同表標識の項中「938円」を「1, 100円」に改め、同表水道管、下水道管又はガス管の項中「140円」を「165円」に、「351円」を「412円」に、「703円」を「825円」に改め、同表電線の項中「117円」を「137円」に、「140円」を「165円」に、「351円」を「412円」に、「703円」を「825円」に改め、同表変圧塔、マンホールの類の項中「1, 173円」を「1, 375円」に改め、同表郵便差出箱又は信書便差出箱の項中「469円」を「550円」に改め、同表公衆電話所の項中「1, 173円」を「1, 375円」に改め、同表地下の占用物件の項中「865円」を「1, 038円」に、「351円」を「412円」に改め、同表高架の占用物件の項中「586円」を「687円」に改め、同表天体気象又は土地の観測施設の項中「987円」を「1, 184円」に改め、同表写真撮影の項中「9, 360円」を「10, 800円」に、「1, 657円」を「1, 912円」に改め、同表ロケーションのための臨時的な占用の項中「14, 625円」を「16, 875円」に改め、同表その他の占用の項中「39円」を「45円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日の前日までに使用又は占用の許可を受けてい

る者のうち、当該使用又は占用の期間が1年以内のものに係る使用料の額については、なお従前の例による。